

大阪広域生コンクリート協同組合と災害時の水利確保に係る 防災活動協力に関する協定を締結しました

堺市では、大阪広域生コンクリート協同組合と「災害時の水利確保に係る防災活動協力に関する協定」を以下のとおり締結しました。

大阪広域生コンクリート協同組合は、150 社以上（堺市内は 6 社）の組合員を有し、大規模地震等の災害発生時に、組合員が保有する生コンクリートミキサー車を用いて、生活用水や消防用水等を迅速に提供できることから、本市の災害対応に重要な役割を果たすことが期待されます。

1 協定締結先

大阪広域生コンクリート協同組合

（大阪市住之江区南港北 1-6-59 テクノ・ラボ大阪 理事長 木村 貴洋 氏）

2 協定締結日

令和8年10月1日（木）

3 協定の主な内容

- （1）生活用水の指定避難所等への運搬
- （2）消防用水の火災現場等への運搬
- （3）指定避難所等のマンホールトイレに使用する貯水槽への充水

問 い 合 わ せ 先	（災害時の生活用水に関すること） 担 当 課：危機管理室 防災課 電 話：072-228-7605 ファックス：072-222-7339
	（災害時の消防用水に関すること） 担 当 課：消防局 警防部 警防課 電 話：072-238-6047 ファックス：072-238-7791
	（災害時の貯水槽への充水に関すること） 担 当 課：上下水道局 経営企画室 危機管理・広報広聴担当 電 話：072-250-9208 ファックス：072-250-6600

災害時の水利確保に係る防災活動協力に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、堺市域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、生活用水及び消防用水の輸送並びに貯水槽等への充水作業（以下「水利確保」という。）への協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条 甲は、災害時において水利確保を必要とするときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（要請手続き）

第２条 前条の規定による甲の要請に係る担当部署は、以下のとおりとする。

- (1) 生活用水に関する要請 堺市危機管理室
- (2) 消防用水に関する要請 堺市消防局
- (3) 貯水槽等に関する要請 堺市上下水道局

２ 甲が乙に協力を要請するときは、次の各号に掲げる事項について電話その他の方法により要請し、事後、速やかに乙に「水利確保に係る防災活動協力に関する協力要請書」（様式第１号）を提出するものとする。

- (1) 必要とする水量
- (2) 必要とする日時及び場所
- (3) その他必要な事項

３ 取水場所について、甲が指定する必要がある場合は、前項第３号に掲げる事項として指定するものとする。

（協力の実施）

第３条 乙は、甲から水利確保の要請を受けたときは、やむを得ない事情がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、水利確保を実施するものとする。なお、指定場所への出動に際し、乙が使用する車両には「災害時水運搬協力車証」（様式第２号）を掲示することとする。

（報告）

第４条 乙は、前条の規定による協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、電話その他の方法により甲に報告するとともに、事後、速やかに甲に「水利確保に係る防災活動協力に関する協力報告書」（様式第３号）を提出するものとする。

- (1) 使用した車両台数及び供給水量
- (2) 搬入日及び搬入場所
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 乙がこの協定に基づき実施する水利確保に要した費用については、乙が負担するものとする。

(事故等)

第6条 乙が協力に使用する車両が、故障その他の理由により水利確保を中断することとなった場合は、乙は速やかに当該車両を交換又は修理を行い、水利確保を継続しなければならない。

(従事者及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、協力の実施に際し、乙の責に帰すべき理由により、従事者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙の従事者が、その責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合における災害補償について、「災害に係る応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例」(昭和38年10月12日堺市条例第27号)に定めるところの例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲はその責を免れるものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、他の都道府県協同組合との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定業務が迅速かつ的確に実施されるよう連絡責任者を定め、互いに通知するものとする。なお、甲乙の連絡責任者は「連絡責任者連絡票」(様式第4号)による。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この協定に基づく業務(以下「本業務」という。)の実施に際し、知り得た次の各号に掲げる情報を秘密情報として取り扱い、第三者に漏らしてはならないものとし、本業務終了後においても同様とする。

- (1) 甲が乙に提供した、甲の業務及び業務上の情報
- (2) 事故発生場所及び事故関係者に係る個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条に規定する個人情報をいう。)
- (3) 当該事故及び災害に関する情報
- (4) その他甲が秘密情報として指定する情報

(訓練参加)

第12条 乙は、平常時において、甲が実施する防災訓練等について参加協力の要請があった場合は、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

(情報交換)

第13条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、必要な情報について、適宜相互に情報交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第14条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれから異議の申出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第15条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年10月1日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
市長 永藤 英機

乙 大阪市住之江区南港北1丁目6番59号 テクノ・ラボ大阪
大阪広域生コンクリート協同組合
理事長 木村 貴洋

年 月 日

災害時の水利確保に係る防災活動協力に関する協力要請書

大阪広域生コンクリート協同組合
理事長 様

堺 市 長

災害時の水利確保に係る防災活動協力に関する協定書の第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1. 必要とする水量	
2. 必要とする日時及び場所	
3. その他参考となる事項	
連 絡 先	

証車協力搬運時水害災害

大阪広域生コンクリート協同組合

年 月 日

災害時の水利確保に係る防災活動協力に関する協力報告書

堺 市 長 様

大阪広域生コンクリート協同組合
理事長

災害時の水利確保に係る防災活動協力に関する協定書の第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 使用した車両台数及び供給水量	
2. 搬入日及び搬入場所	
3. その他必要な事項	
連 絡 先	

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

連絡責任者連絡票

【甲】

	担当部署	氏名	連絡先
生活用水に関する事項	危機管理室		
消防用水に関する事項	消防局		
貯水槽等に関する事項	上下水道局		

【乙】

	担当部署	連絡先